

大田市告示第43号

大田市水田園芸拠点づくり事業補助金交付要綱（令和元年大田市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

大田市長 桝野弘和

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 事業区分 | 事業内容及び対象経費 | 事業実施主体 (注1) | 補助率 |
|---------------------|---|----------------|-----------------------------------|
| 水田園芸 拠点づくり計画策定支援 | 1 産地化に向けた地域の課題抽出や 合意形成 (事業内容) 県推進品目の産地化を目指す地 域において、産地の目標や産地化に 必要なしきみを「水田園芸拠点づくり 計画」として策定するために必要 な取り組みを支援 (対象経費) ・先進地視察経費 ・研修会の開催に係る経費 ・その他必要と認められる経費 | 産地協議会等 | 定額 (1拠点あたり500 千円を上限 とする) |
| | 2 計画策定に必要な試行的な取組支 援 (事業内容) 生産性向上や作業の省力化につ ながる技術導入、加工業務向け出荷 など、産地化に向けた試行的な取り | | 1／2以内 |

| | | | |
|---------------------------|--|---|--|
| | <p>組みを支援 (対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水、灌水対策の試行のための資材購入経費 ・加工業務向け出荷の試行のための鉄コンテナのレンタル経費 ・共同育苗の試行のための資材購入経費、ハウス賃借料 ・その他必要と認められる経費 | | |
| 水田園芸 拠点体制 づくり支 援 | <p>3 拠点体制づくりのために必要な活動に対する支援 (事業内容)</p> <p>拠点づくりに向けた実証等の取り組みを支援 (対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点体制づくりに必要な技術確立に向けた資材購入経費 ・労働時間の効率化のための労務管理ソフト等の試験導入 ・共同出荷体制検証のための輸送経費等 ・その他必要と認められる経費 | | |
| | <p>4 水田園芸拠点づくりの体制整備に向けた機械レンタル等のしくみづくり (事業内容)</p> <p>機械化体系の導入をすすめるためのレンタル用機械を整備 (対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタル用機械の購入又はリース方式による導入 | <p>水田園芸拠点づくりエントリー ビジョンに位置づけられた以下の団体等</p> <p>(1) 農業者等の組織する団体 (2) 市町村農業振興公社</p> | <p>1／2以内 (ただし、事業取組主体が担い手に該当しない場合は1／3以内とする) ※</p> |

| | | |
|--|--|---------------------|
| | (3) 農事組合法人 (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5) その他知事が認める者・団体等 | |
| 5 園芸作業を受託する法人等の育成 | | |
| (1) 人材育成に必要な研修経費の支援 (事業内容) 園芸作業を受託する法人等が、新たに人材を雇用し、栽培技術や機械等操作等の習得のための研修等を実施する場合にその経費を支援 (対象経費) ・人材育成のための研修等に係る経費 | 水田園芸拠点づくりエントリービジョンに位置づけられた法人等 (1) 農業協同組合の出資法人 (2) 市町村農業振興公社 (3) 農事組合法人 (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5) その他知事が認める者・団体等 | 定額(月額100千円／人を上限とする) |
| (2) 作業受託に必要な機械整備 (事業内容) | | 1／2以内 (ただし、事 |

| | | | |
|---------------------|--|---|---|
| | <p>園芸作業を受託する法人等が、作業受託に必要な機械整備を行う (対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業受託に必要な機械整備 | | 業取組主体 が担い手に 該当しない 場合は1／ 3以内とす る)※ |
| | <p>6 取り組みの加速化 (事業内容)</p> <p>水田園芸拠点づくりに取り組む 経営体に必要な施設、営農機械等の 導入支援</p> <p>(対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田園芸拠点づくりに必要な施 設、営農機械等の整備 <p>(生産施設（栽培用パイプハウス 等）は対象外)</p> | <p>水田園芸拠点づ くりエントリー</p> <p>ビジョンに位置 づけられた農業 者等</p> <p>(1) 認定農業者</p> <p>(2) 認定新規就農者</p> <p>(3) 農事組合法人</p> <p>(4) 農事組合法人以外の農地所有適格 法人</p> <p>(5) その他 知事が認める 団体</p> | <p>1／2以内 (ただし、事 業取組主体 が担い手に 該当しない 場合は1／ 3以内とす る)※</p> |
| 水田園芸 チャレン ジ支援 | <p>7 水田園芸チャレンジ支援（事業内 容） 新たに県推進品目の栽培に取り 組む農業者の栽培実証を支援（対象経 費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県推進品目の栽培実証に係る 経費（排水対策、種苗費、肥料・農薬 費、資材費、機械レンタル費等） | <p>新たに取り組む 農業者 1 経営体</p> <p>の面積が露地は 概ね 20 a以上、 施設は概ね 5 a 以上新規取組の 合計面積が 1 地 区当たり露地で</p> | <p>1／2以内 (補助対象 事業費は露 地 300 千 円／10 a、 施設 500 千円／10 a を上限とす</p> |

| | | |
|--|---|----|
| | 概ね 1 ha、施設 で概ね 20 a以 上 1 地区で 2 経 営体以上の取組 | る) |
|--|---|----|

(注 1) 事業実施主体は、事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした運営等に係る規約が定められていること。

※担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、その他市長が認める者とする。

様式第 1 号中「氏名 ㊞」を「氏名」に改める。

様式第 2 号中「氏名 ㊞」を「氏名」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。